

知的障害教育

【説明会資料P314～P318】

1 知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校高等部の各教科の基本的考え方

(1) 各教科の構成と履修

- ・「各学科に共通する各教科」は、11教科（国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、職業、家庭、外国語及び情報）で構成。
- *外国語と情報については、各学校の判断により必要に応じて設けることができる教科であるが、その他の教科は、すべての生徒に履修させることとなっている。
- ・「主として専門学科において開設される各教科」は、5教科（家政、農業、工業、流通・サービス及び福祉）で構成。

(2) 段階による各部の内容構成

- ・「各教科の内容は、学年別に示さず、高等部は2段階（主として専門学科において開設される教科は1段階）で示してある」。
- ・段階は、「基礎的な内容」と「発展的な内容」の2段階である。
- ・段階別に示している理由は、対象とする生徒の学力などが、同一学年であっても、知的障害の状態や経験等が様々であり、個人差が大きいことから、段階を設けて示した方が、個々の生徒の実態等に即して、各教科の内容を選択し、指導しやすいからである。

2 知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校における指導の特徴

(1) 知的障害のある生徒の学習上の特性等

- ・学習上の特性として「知識技能が断片的になりやすい」、「実際の生活の場で応用されにくい」、「成功体験が少ないことにより、主体的に取り組む意欲が十分に育っていない」等があげられる。
- ・今回新たに「教材・教具や補助用具を含めた学習環境の効果的な設定をはじめとして、生徒へのわかり方の一貫性や継続性の確保、在籍する生徒に関する周囲の理解などの環境条件も整え、知的障害のある生徒の学習活動への主体的な参加や経験の拡大を促していくことも大切である」を加えた。
- ・このような特性を踏まえ、次のような教育的対応の基本を新たに加えた。
 - 「② 自ら見通しを持って行動できるよう、日課や学習環境を分かりやすくし、規則的でまとまりのある学校生活を送れるようにする。」
 - 「⑦ 生徒の興味・関心や得意な面に考慮し、教材・教具等を工夫するとともに、目的が達成しやすいように、段階的な指導を行うなどして、生徒への学習活動への意欲が育つよう指導する。」
 - 「⑩ 生徒一人一人の発達の不均衡な面や情緒の不安定さなどの課題に応じて指導を徹底する。」

(2) 各教科を合わせて指導を行う場合

- ・「この各教科等を合わせて指導を行うことが効果的であることから、従前より、日常生活の指導、遊びの指導、生活単元学習、作業学習などとして実践されてきており、それらは「領域・教科を合わせた指導」と呼ばれている」。
- ・生徒の状況に応じた指導内容を弾力的に用意できる。「合わせて」という表現であるが、合わせた状態が、たとえば90%自立活動で10%教科等ということがあるかもしれない。合わせ方は多様であり、さらに一人一人によって合わされ方は違う。

- ・ **日常生活の指導**では、その内容を4項目に整理した。日常生活の指導の指導にあたっては、以下の点を考慮することが重要である。

「(ア) 日常生活の自然な流れに沿い、その活動を実際的で必然性のある状況下で行うものであること。」

「(イ) 毎日反復して行い、望ましい生活習慣の形成を図るものであり、繰り返しながら、発展的に取り扱うようにすること。」

「(ウ) できつつあることや意欲的な面を考慮し、適切な援助を行うとともに、目標を達成していくために、段階的な指導ができるものであること。」

「(エ) 指導場面や集団の大きさなど、活動の特徴を踏まえ、個々の実態に即した効果的な指導ができるよう計画されていること。」

- ・ **作業学習**では、接客活動（喫茶店など）を行う学校が増えてきてこともあり、「作業学習の指導に当たって考慮する点」に「衛生的」ということばを入れた。これは接客に対する衛生だけでなく、粉塵の問題など自分のための衛生も含んでいる。

「(オ) 作業内容や作業場所が安全で**衛生的**、健康的であり、作業量や作業の形態、実習期間などに適切な配慮がなされていること。」

(3) 教科別に指導を行う場合

- ・ 「各教科等を合わせて指導を行う場合でも各教科の内容の指導を行うことができるが、教科ごとの時間を設けて、その他の各教科等を合わせないで指導を行う場合もあり、それは「**教科別の指導**」と呼ばれている。」

- ・ 今回この項では、以下の点が新しくなった。

「生徒の実態に即して、**生活に即した活動を十分に取り入れつつ**段階的に指導する必要がある。」

「特に、生徒の個人差が大きい場合には、一斉授業の形態で進める教科別の指導は困難であることから、それぞれの教科の特質や指導内容に応じて小集団を編成し**個別的な手だてを講じるなどして**、個に応じた指導を徹底する必要がある。」

- ・ 教科別の指導を一斉にやったとしても個別の手だてが必要だし、一人一人にきちんと役立つ内容を教える必要がある。一斉授業の内容が定着しているかどうかの評価が必要である。

(4) 領域別に指導を行う場合

- ・ 各教科等を合わせて指導を行う場合でも道徳等のいわゆる領域の内容の指導を行うことができるが、道徳、特別活動及び自立活動の時間を設け、それらを合わせず、あるいは、それらと各教科とも合わせないで指導する場合もあり、それは、「**領域別の指導**」と呼ばれている。

高等部の各教科の改善内容等について

【説明会資料P320～P397】

* 新設事項

太字変更・追加

重点・変更



第2節 知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校

第1款 各学科に共通する各教科の目標及び内容

1 国語

【改訂の要点】

- (1) 目標は、国語についての理解を深め、表現するだけでなく、コミュニケーション能力を重視し「伝え合う力」を高め、それらを場面や状況などを踏まえて適切に活用する観点から改めた。
- (2) 内容は「聞く・話す」、「読む」、「書く」の各観点について、生徒の知的障害の状態等を考慮し、より具体的な指導内容が設定できるようにする観点から改めた。

第2章第2節第1款(高等部学習指導要領 p 188 ページ)

【目標】「伝え合う力」の重要性	改訂のポイント・補足説明【説明会資料 p 320】
<p>生活に必要な国語についての理解を深め、伝え合う力を養うとともに、それらを適切に活用する能力と態度を育てる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「伝え合う力を養うとともに、それらを適切に活用する能力と態度を育てる」とは、社会生活を営む上の対人関係におけるコミュニケーション能力を重視し、中学部での指導を踏まえて、より一層その力を高め、実際の生活の中で場面や状況などを踏まえて、適切に活用できる能力と活用しようとする主体的な態度の育成を示している。 ・「それら」とは、「(理解を深めた)生活に必要な国語」と「(高めた)伝え合う力」であり、それぞれについて活用する能力と態度を重視している。

第2章第2節第1款(高等部学習指導要領 p 188 ページ)

【内容】「聞く・話す」の観点	改訂のポイント・補足説明【説明会資料 p 321】
<p>1 段階(1) 話の内容の要点を落とさないように聞き取る。 (2) 目的や場に応じて要点を落とさないように話す。</p> <p>2 段階(1) 話し手の意図や気持ちを考えながら、話の内容を適切に聞き取る。 (2) 自分の立場や意図をはっきりさせながら、相手や目的、場に応じて適切に話す。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・2段階(1)について、従前の前半部分の「話し手の意図を考えながら」を、<u>生徒の知的障害の状態や経験等を考慮し、話し手の意図だけでなく、「気持ち」を理解することも重要であることから、「話し手の意図や気持ちを考えながら」と改めた。</u> ・2段階(2)について、従後の後半部分の「目的や場に応じて適切に話す」を、<u>生徒の履修状況等を考慮し、目的や場だけでなく相手にも応じて考えながら話せるよう「相手や目的、場に応じて適切に話す。」と改めた。</u>

第2章第2節第1款(高等部学習指導要領 p 188 ページ)

【内容】「読む」の観点	改訂のポイント・補足説明【説明会資料 p 322】
<p>1 段階(3) いろいろな語句、文及び文章を正しく読み、内容を読み取る。</p> <p>2 段階(3) 目的や意図などに応じて文章の概要や要点などを適切に読み取る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・2段階(3)について、従前の「文章の概要や要点などを適切に読み取る。」に、<u>生徒の履修状況等を考慮し、発展的な内容として、様々な読み物などから必要な情報を収集することが重要であることから、前半部分に「目的や意図などに応じて」を加えた。</u>

- ・加えて、ファクシミリ、携帯電話などが身近に用いられていること、電子メールの送受信が普及していることなどを考慮し、これらを適切に生活に活用できることも大切である。

第2章第2節第1款(高等部学習指導要領 p 188 ページ)

【内容】「書く」の観点	改訂のポイント・補足説明【説明会資料 p 322】
1 段階(4) 手紙や日記などを目的に応じて正しく書く。 2 段階(4) 相手や目的に応じていろいろな文章を適切に書く。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2 段階(4)について、従前の「相手や目的に応じて文章を適切に書く」を、<u>生徒の履修状況等を考慮し、より一層多様な文を書くことを求める視点から改めた。</u> ・ 自分の履歴書、病院での診察申込書及び問診票、社会生活に必要な諸届けや種々の申込書、申請書などを目的や書式に応じて、筆記用具を使い分けるなどして正しく書くことなども意図している。 ・ また、ファクシミリ、コンピュータ、携帯電話などが身近に用いられていること、電子メールの送受信が普及していること、また、これらが将来の職業生活において用いられることなどを考慮し、それらの適切な活用を図ることができるよう指導することが大切である。

2 社会

【改訂の要点】

生徒の知的障害の状態や経験等を考慮するとともに、近年の社会状況を踏まえ、内容を改めた。

第2章第2節第1款(高等部学習指導要領 p 188 ページ)

【内容】「きまり」の観点	改訂のポイント・補足説明【説明会資料 p 325】
1 段階(2) 社会や国にはいろいろなきまりがあることを知り、それらを適切に守る。 2 段階(2) 社会の慣習、生活に関係の深い法や制度を知り、必要に応じて生活に生かす。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「生活に関係の深い法や制度を知り、必要に応じて生活に生かす」とは、例えば、自動車を運転するためには自動車運転免許が必要であること、クリーニングや理容のように職業によっては各種の資格が必要であること、国(都、道、府、県、市、区、町、村)の選挙の仕組み、各種の年金や保険、税金、療育手帳・身体障害者手帳等の福祉制度など、生活に結び付いた法や制度を知ることである。 ・ これは能力の高い知的障害者である生徒にきちんと伝えたいところである。

第2章第2節第1款(高等部学習指導要領 p 188 ページ)

【内容】「公共施設」の観点	改訂のポイント・補足説明【説明会資料 p 326】
1 段階(3) 生活に関係の深い公共施設や公共物などの働きを理解し、それらを適切に利用する。 2 段階(3) 公共施設や公共物などの働きについての理解を深め、それらを適切に利用する。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1 段階(3)について、従前の前半部分の「日常生活に関係の深い公共施設や公共物などの働きを理解し、」の「日常生活」を高等部段階では、日常生活よりも幅広い経験が必要であることから、「生活」と改めた。 ・ 2 段階(3)の例として、キャッシュカードで現金自動預け払い機を利用する、銀行で現金を振り込む、郵便局で速達や書留郵便物の手続をする、市(区)役所(町、村役場)で住民票を入手する、情報通信ネットワークを活用して公共施設の機能、場所、交通経路を調べる、時刻表や交通路線図をもとに交通機関を適切に乗り継いだりするなどの技能、があげられている。

第2章第2節第1款(高等部学習指導要領 p 188 ページ)

【内容】「社会的事象」の観点	改訂のポイント・補足説明【説明会資料 p 326】
1 段階(4) 政治、経済、文化などの社会的事象や情報メディアなどに興味や関心をもち、生産、消費などの経済活動に関する基本的な事柄を理解する。 2 段階(4) 政治、経済、文化などの社会的事象や情報メディアなどに興味や関心を深め、生産、消費などの経済活動に関する事柄を理解する。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1 段階(4)について、近年の情報メディアの多様な広がり興味・関心をもち対象として、従前の前半部分の「政治、経済、文化などの社会的事象に関心をもち」の「社会的事象」に「情報メディアなど」を加えた。 ・ 2 段階(4)について、更に生徒の知的障害の状態等を考慮し、内容の程度を高めるため改めた。 <p>「情報メディアなど」とは、新聞、テレビ放送、情報通信ネットワークなどの媒体を意味している。</p>

第2章第2節第1款(高等部学習指導要領 p 188 ページ)

【内容】「我が国の地理・歴史」の観点	改訂のポイント・補足説明【説明会資料 p 327】
1 段階(5) 我が国のいろいろな地域の自然や生活の様子を理解し、社会の変化や伝統に関心をもち。 2 段階(5) 地図や各種の資料などを活用し、我が国のいろいろな地域の自然や生活の様子、社会の変化や伝統を知る。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1 段階(5)について、従前の後半部分の「社会の変化に関心をもち」を、我が国の伝統や文化に関心をもちことが重要であることから改めた。 ・ 2 段階(5)についても、従前の後半部分の「我が国のいろいろな地域の様子や社会の変化を知る」を、「我が国のいろいろな地域の自然や生活の様子、社会の変化や伝統を知る」と改めた。

3 数学

【改訂の要点】

より幅の広い指導内容を設定できるようにするとともに、より分かりやすく適切な表現にすることを重視して内容を改めた。

第2章第2節第1款(高等部学習指導要領 p 189 ページ)

【内容】「量と測定」の観点	改訂のポイント・補足説明【説明会資料 p 332】
1 段階(2) 長さ・重さなどの単位の関係が分かり、測定する。 2 段階(2) 長さ・重さ・量などの測定方法を理解し、活用する。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2 段階(2)について、従前の長さ・重さ・量などの測定方法を理解し、生活の中で活用する」を、生徒の履修状況等を踏まえ、より幅の広い指導内容が設定できるようにするとともに、履修内容は生活において活用することを前提としていることから、後半部分を「生活の中で」を削除して「活用する」と改めた。 ・ 生徒によっては、「m, km」について、長さの概念にとどまらず、「距離」の概念としてとらえられるよう指導する必要がある。

第2章第2節第1款(高等部学習指導要領 p 189 ページ)

【内容】「実務」の観点	改訂のポイント・補足説明【説明会資料 p 332】
1 段階(4) 金銭や時計・暦などの正しい使い方が分かる。 2 段階(4) 生活に必要な金銭や時計・暦などを工夫して使う。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1 段階(4)について、従前の「金銭や時計・暦を生活の中で使う」を、中学部における同様の内容との関連から内容の程度を上げ「正しい」を加えるとともに、履修内容は、生活において活用することを前提としていること、また、指導内容をより幅広く設定できるようにする視点から、「正しい使い方が分かる」と改めた。 ・ 2 段階(4)についても、同様の理由で改めた。 ・ 「生活に必要な金銭などを工夫して使う」の指導においては、レシートの金額や通帳の残高の確認、現金書留や振り込み、振り替えを利用した送金、キャッシュカードの

利用と管理，普通預金と定期預金の違いのほか，貯蓄方法やローン，金利などについて取り扱い，こうした金銭の処理能力を卒業後の生活に生かすことができるようにすることが大切である。

4 理科

【改訂の要点】

- (1) 事物や事象を含めて，生徒が科学的に考えることも重要になっている近年の状況を踏まえて改正した。
- (2) 中学部との内容との関連を考慮するとともに，生徒の知的障害の状態等を考慮し，より具体的な活動を設定しやすくする視点から，内容を改めた。

第2章第2節第1款(高等部学習指導要領 p 189 ページ)

【目標】	改訂のポイント・補足説明【説明会資料 p 335】
自然の仕組みや働きなどについて理解を深め， 科学的な見方や考え方を養うとともに，自然を大切にすることを育てる。	<ul style="list-style-type: none"> ・改訂理由：<u>生徒の知的状態等を考慮した科学的な見方などの指導も重要</u>であることから「科学的な見方や考え方を養うとともに」を加えた。 ・「科学的な見方や考え方を養う」とは，「生活に関係のある自然の仕組みや働き，事物・事象などについて，客観的にとらえたり，それらにかかわる課題を解決したりする力を身に付けること」である。 ・例えば，「簡単な実験や器具等の使用により，ガスや電気の性質や働きに関する指導を行うことで，それらを安全に取り扱うことができるようになること」である。

第2章第2節第1款(高等部学習指導要領 p 190 ページ)

【内容】「事物や機械」の観点	改訂のポイント・補足説明【説明会資料 p 338】
1 段階(3) 生活に関係のある物質の性質や 機械・器具 の構造及び働きについて理解し，適切に取り扱う。 2 段階(3) 様々な物質の性質や 機械・器具 の種類，構造及び働きについて理解し，適切に取り扱う。	<ul style="list-style-type: none"> ・「生活に関係する物質や機械・器具」の「物質」とは，中学部における「身近な事物」に加えて，生活の中で扱うことができる各種洗剤や漂白剤，殺虫剤等の薬品類，ワックス等の油脂類，ガソリンや灯油，卓上コンロ用のガス，磁石や各種の道具に用いられる金属，各種製品の部品に用いられるプラスチック，望遠鏡や顕微鏡などのレンズとして用いられるガラスなどである。 ・「機械・器具」については，中学部段階における「日常生活に関係の深い機械・器具」に加えて，<u>耕耘機やオートバイなどの内燃機関を用いた機械，カメラや双眼鏡などレンズを用いた光学製品，電動工具等の機械類，電灯や電磁調理器などの電気器具，コンピュータ等の情報機器</u>などである。 <p>→例えば「耕耘機を使つての農作業」は，理科と合わせた指導と位置づけることができる。</p>

第2章第2節第1款(高等部学習指導要領 p 190 ページ)

【内容】「自然」の観点	改訂のポイント・補足説明【説明会資料 p 339】
1 段階(4) 自然の事物・現象についての初歩的な理解を図るとともに，自然と生活との関係を理解する。 2 段階(4) 自然の事物・現象についての理解を図るとともに， <u>自然と生活との関係について理解を深める。</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・「自然と生活との関係について理解を深める」ことに関連して，地球の温暖化，自然環境破壊などの問題を取り上げること考えられる。 ・例えば，ゴミの減量化や資源の再利用を行うことが，エネルギーの有効利用や地球環境の保全につながることで，家庭や学校における日常生活でも，取り組む必要があること

などが挙げられる。
→例えば、作業学習（合わせた指導）として取り上げることができる。

5 音楽

【改訂の要点】

・生徒の履修状況を考慮し、より具体的な指導内容が設定できるようにする視点から、内容を改めた。

第2章第2節第1款(高等部学習指導要領 p 190 ページ)

【内容】「鑑賞」の観点	改訂のポイント・補足説明【説明会資料 p 341】
1 段階(1) いろいろな音楽をその美しさなどを感じ取りながら鑑賞する。 2 段階(1) いろいろな音楽をその美しさなどを味わいながら鑑賞する。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1 段階(1)について、従前の「いろいろな音楽を楽しく鑑賞する」を、より具体的な指導内容を設定できるようにすること、また、美しさや曲の面白さを感じながら聴くことなどが大切であることを重視し改めた。 ・ 2 段階(1)について、種類にはとらわれずに、生徒の知的障害の状態等に応じ、より一層幅広く音楽を取り上げられるようにする視点から「いろいろな音楽」と改めた。 ・ 1 段階(1)の「いろいろな音楽」とは、生徒が好む映画の主題歌、日本や世界の歌曲、ヴァイオリン、フルート、パイプオルガンなどの独奏曲、管弦楽曲、交響曲、バレエ組曲、物語的な交響曲などのポピュラーな名曲を示している。 ・ 2 段階(1)の「いろいろな音楽」とは、1 段階で扱う音楽に加えて、ミュージカルや歌劇の中で歌われる有名な歌曲、和太鼓や琴、三味線などの日本の伝統的な楽器による音楽、世界の諸民族の音楽、生徒が住んでいる地域の民謡など、幅広い音楽を意味している。

第2章第2節第1款(高等部学習指導要領 p 190 ページ)

【内容】「器楽」の観点	改訂のポイント・補足説明【説明会資料 p 342】
1 段階(3) 打楽器や旋律楽器などに親しみ、その演奏の仕方に慣れ、気持ちを込めて合奏や独奏をする。 2 段階(3) 打楽器、旋律楽器などの演奏の仕方に慣れ、楽器の特色や音色を生かしながら合奏や独奏をする。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1 段階(3)について、従前の前半部分の「打楽器や旋律楽器に親しみ」を、生徒の興味・関心を踏まえ、使用する楽器を増やし、幅広い指導内容が設定できるように「打楽器や旋律楽器などに親しみ」と改めた。 ・ 2 段階(3)の「打楽器、旋律楽器など」とは、各地の祭りで用いられる和楽器や、世界の様々な打楽器のほか、音づくりや即興的な曲作りを楽しむことができるシンセサイザーやコンピュータ、手作り楽器などが挙げられる。 ・ 友達同士で互いの音楽を聴き合ったり、互いの音楽を尊重しながら一緒に曲をつくったりすることを通して、達成感を味わうようにすることも大切である。

第2章第2節第1款(高等部学習指導要領 p 190 ページ)

【内容】「歌唱」の観点	改訂のポイント・補足説明【説明会資料 p 343】
1 段階(4) 歌詞の内容を感じ取って、独唱、斉唱、簡単な合唱などをする。 2 段階(4) 独唱、斉唱、二部合唱、オペレッタなどによる表現に慣れ、歌詞の内容や曲想などを味わいながら歌う。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2 段階(4)について、従前の後半部分の「楽しみながら歌う」を、より具体的な指導内容を設定できるようにする視点から改めた。 ・ 2 段階(4)では、歌詞の内容で伝えたいメッセージを想像しながら歌うことや、旋律やリズムや和声の特徴を感じ取りながら歌うことである。その際、友達と一緒に音楽を楽しむことができるようにすることが大切である。

6 美術

【改訂の要点】

指導の目的を明らかにすること、具体的な指導内容を設定しやすくする視点から、内容を改めた。

第2章第2節第1款(高等部学習指導要領 p 1 9 1 ページ)

【内容】「表現」の観点	改訂のポイント・補足説明【説明会資料 p 345】
1 段階(1) 経験や想像をもとに創造的に絵をかいたり、作品をつくったり、それらを飾ったりする。 2 段階(1) 経験や想像をもとに、様々な技法などを用いて、創造的に絵をかいたり、作品をつくったり、それらを飾ったりする。	<ul style="list-style-type: none"> 1 段階(1)について、従前の「経験や想像をもとに創造的にかいたり、つくったり、飾ったりする」を、<u>高等部の生徒の履修状況等を踏まえ、具体的な指導内容を設定できるようにする視点から</u>、後半部分を改めた。 同様に2 段階(1)についても、後半部分を改めた。

第2章第2節第1款(高等部学習指導要領 p 1 9 1 ページ)

【内容】「鑑賞」の観点	改訂のポイント・補足説明【説明会資料 p 346】
1 段階(3) 自然や優れた造形品を鑑賞し、 <u>その美しさなどを味わう</u> 。 2 段階(3) 自然や優れた造形品を鑑賞し、 <u>美しさなどを味わう</u> とともに、地域の伝統工芸品に関心をもつ。	<ul style="list-style-type: none"> 1 段階(3)について、従前の「自然や優れた造形品を鑑賞し、それらを大切に<u>する</u>」を、<u>鑑賞の指導内容を具体的に設定しやすくすること、作品等の個性やその面白さにも気付くことが重要であることから改めた。</u> 2 段階(3)について、従前の「自然や優れた造形品を鑑賞し、美しさ<u>を味わう</u>とともに、地域の伝統工芸品に関心をもつ」の「<u>美しさ</u>を味わう」を、<u>美しさだけでなく、作品等の個性やその面白さなども味わうことが重要であることを明らかにする視点から改めた。</u> <p>・「その美しさなどを味わう」とは、主として、取りかかりとして特定の作品等を対象として、色合いや配色などの美しさだけでなく、その個性やその面白さなどにも気付くことを意味している。</p>

7 保健体育

【改訂の要点】

より具体的な内容が設定できるようにするとともに、生徒の主体的な活動を促す視点から内容を改めた。

第2章第2節第1款(高等部学習指導要領 p 1 9 1 ページ)

【内容】「いろいろな運動」の観点	改訂のポイント・補足説明【説明会資料 p 349】
1 段階(1) 体づくり運動、いろいろなスポーツ、ダンスなどの運動をする。 2 段階(1) 体づくり運動、いろいろなスポーツ、ダンスなどの運動を通して、 <u>体力や技能を高める</u> 。	<ul style="list-style-type: none"> 2 段階(1)について、従前の「体づくり運動、いろいろなスポーツ、ダンスなどの運動を通して、<u>体力や技能の向上を図る</u>」を、生徒がより主体的に運動を行う視点を重視して、後半部分を「<u>体力や技能を高める</u>」と改めた。 <p>・球技では、例えばフットベースボールの指導の前にワンベースボールを、ソフトボールの指導の前にティーボールを、サッカーの指導の前にラインサッカーの指導を取り入れるなどして、基本的なルールや初歩的な運動技能を、段階的に指導することが大切である。</p> <p>・さらに、ボッチャやフライングディスクなど、将来の余暇活動に結び付く種目に楽しく参加できるようにすることも大切である。</p>

第2章第2節第1款(高等部学習指導要領 p 1 9 1 ページ)

【内容】「きまり」の観点	改訂のポイント・補足説明【説明会資料 p 350】
1 段階(2) きまりやいろいろなスポーツのルールなどを守り、 友達と協力して安全に運動をする。 2 段階(2) きまりやいろいろなスポーツのルールなどを守り、 友達と協力し、進んで安全に運動をする。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1 段階(1)について、従前の「きまりやいろいろなスポーツのルールなどを守り、互いに協力し、安全に運動する」を、<u>中学部の内容を考慮するとともに、具体的な指導内容が設定できるようにする視点から</u>、後半部分を改めた。 ・ 2 段階(2)についても同様に改めた。

第2章第2節第1款(高等部学習指導要領 p 1 9 1 ページ)

【内容】「保健」の観点	改訂のポイント・補足説明【説明会資料 p 351】
1 段階(3) 心身の発育・発達に関心をもち、生活に必要な健康・安全に関する事柄を理解する。 2 段階(3) 心身の発育・発達に応じた適切な行動や生活に必要な健康・安全に関する事柄の理解を深める。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2 段階(3)について、<u>高等部の生徒には、心身の発育・発達への理解だけではなく、適切な対応も求められることから</u>、前半部分を「心身の発育・発達に応じた適切な行動や生活に必要な」と改め、後半部分について、<u>履修内容は生活で活用することが前提であることから改めた。</u> ・ 2 段階(3)については、心も身体と同様に発達することや、心と身体は密接な関係があることを理解して、それに応じた適切な行動を身に付けたり、身体の発育や健康に関心をもち、身体の各部の働きを理解したり、主な病気種類とその予防法について理解したりすることである。 ・ 一人一人の生徒の知的障害の状態等を踏まえ、身体的成熟や心理的発達に合わせて、<u>異性との交際の在り方</u>、身だしなみや服装、態度など社会生活への適応を図るための指導を行う必要がある。 ・ <u>性に関する指導</u>を行う場合は、生徒個々の知的障害の状態等に応じて、適切な指導内容を設定し、家庭との密接な連携・協力が必要である。

8 職業

【改訂の要点】

- ・ 望ましい社会参加を目指すために、体験や経験を重視する視点から、内容を改めた。
- ・ 特に、2 段階の内容を、知的発達の段階が軽度の生徒に使えるように改訂している。

第2章第2節第1款(高等部学習指導要領 p 1 9 2 ページ)

【目標】	改訂のポイント・補足説明【説明会資料 p 352】
勤労の意義について理解するとともに、 職業生活に必要な能力を高め、実践的な態度を育てる。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「職業生活に必要な能力」には、自分にあった健康管理や有効な余暇利用するための方法を理解することも含まれている。

第2章第2節第1款(高等部学習指導要領 p 1 9 2 ページ)

【内容】「働くことの意義」の観点	改訂のポイント・補足説明【説明会資料 p 353】
1 段階(1) 働くことの意義を理解し、作業や実習に取り組み、働く喜びを味わう。 2 段階(1) 働くことの意義について理解を深め、積極的に作業や実習に取り組み、職場に必要な態度を身に付ける。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1 段階(1)について、<u>中学部の内容との関連を図るとともに</u>、<u>経験や体験を重視する視点から</u>、後半部分を改めた。 ・ 2 段階(1)は、<u>より具体的な指導内容が設定できるようにする視点から</u>、後半部分を改めた。 ・ 「<u>働く喜びを味わう</u>」とは、物を作ったり、作物を育てたりする活動に意欲的に取り組み、成就感を得て、仕事への自信をもつことであり、更に積極的に仕事に取り組む

	<p>ことができるようになることも意味している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「職場に必要な態度を身に付ける」とは、職場で働くために求められている作業態度を意識して、円滑な仕事の仕方などが分かったり、標準的な動作を順守しつつ、安全・衛生にも留意して、円滑に作業したりすることができるようになることである。 ・長時間継続したり、目標を自覚して、注意を要するポイントが分かり、適切に作業を行うことが考えられる。 ・実習や販売などの場所の環境を整えること、安全や衛生に配慮することが大切である。 <p>→校長会での履修状況調査からは、この内容の取扱いがやや少なめであり、もっと取り上げていく必要性があげられた(例；体験的な活動と合わせての工夫)</p>
--	--

第2章第2節第1款(高等部学習指導要領 p 1 9 2 ページ)

【内容】「道具・機械等の取扱いや安全・衛生」の観点	改訂のポイント・補足説明【説明会資料 p 354】
<p>1 段階(2) 道具や機械の操作に慣れるとともに、材料や製品の扱い方を身に付け、安全や衛生に気を付けながら作業や実習をする。</p> <p>2 段階(2) いろいろな道具や機械の仕組み、操作などを理解し、材料や製品の管理を適切に行い、安全や衛生に気を付けながら正確に効率よく作業や実習をする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・1 段階(2)について、産業構造の変化や生徒の知的障害の状態等を踏まえるとともに、衛生に関する内容を加え、後半部分を「安全や衛生に気を付けながら作業や実習をする。」と改めた。 ・2 段階(2)についても、1 段階(1)と同様に後半部分を改めた。 ・今回、特に安全に加えて衛生に十分に配慮した学習活動に努めることを強調している。

第2章第2節第1款(高等部学習指導要領 p 1 9 2 ページ)

【内容】「職業に関する知識」の観点	改訂のポイント・補足説明【説明会資料 p 356】
<p>1 段階(4) 適切な進路選択のために、いろいろな職業や職業生活について知る。</p> <p>2 段階(4) 職業生活に必要な実際的な知識を深める。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・職場で働く人の姿を見るなどして卒業後の生活を見通すことや職種によっては資格や検定等が必要であることを踏まえて進路選択のための学習に取り入れることも大切である。

第2章第2節第1款(高等部学習指導要領 p 1 9 2 ページ)

【内容】「産業現場等における実習」の観点	改訂のポイント・補足説明【説明会資料 p 357】
<p>1 段階(5) 産業現場等における実習を通して、実際的な職業生活を経験する。</p> <p>2 段階(5) 産業現場等における実習を通して、職業生活に必要な事柄を理解する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「産業現場等における実習」については、平成11年の高等学校学習指導要領の改訂時に示され、特別支援学校学習指導要領の改訂においても準用した用語である。 ・この用語の概念は、現在、特別支援学校等において実施されている現場実習等と同じである。 ・教育課程上の位置づけ：「産業現場等における実習」の実施に当たっては、職業科や主として専門学科において開設される各教科として、あるいは各教科等を合わせて指導を行う作業学習などとして教育課程に位置付けて、あらかじめ計画すること、賃金、給料、手当などの支払を受けないこと、教師が付き添ったり、巡回したりするなどして指導に当たることが必要である。

第2章第2節第1款(高等部学習指導要領 p 1 9 2 ページ)

【内容】「健康管理・余暇」の観点	改訂のポイント・補足説明【説明会資料 p 358】
<p>1 段階(6) 職業生活に必要な健康管理や余暇の有効な過ごし方が分かる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・1 段階(6)について、従前の「職業生活に必要な健康管理や余暇利用の方法を知り、生活に生かす」を、より具体

2段階(6) 職業生活に必要な健康管理や余暇の計画的な過ごし方についての理解を深める。	<p>的な指導内容を設定しやすくする視点から改めた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 2段階(6)については、1段階より内容の程度を高めるとともに、より具体的な指導内容を設定しやすくする視点から改めた。
---	---

第2章第2節第1款(高等部学習指導要領 p 192 ページ)

【内容】「機械・情報機器」の観点	改訂のポイント・補足説明【説明会資料 p 358】
1段階(7) 職場で使われる機械やコンピュータ等の情報機器などの簡単な操作をする。 2段階(7) 職場で使われる機械やコンピュータ等の情報機器などの操作をする。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 他教科における用語使用との統一を図り、「職場で使われる機械やコンピュータ等の情報機器など」と改めた。

9 家庭

【改訂の要点】

- ・ より具体的に家庭生活に関する課題を設定できるようにする視点から、内容を改めた。

第2章第2節第1款(高等部学習指導要領 p 193 ページ)

【内容】「家庭の役割」の観点	改訂のポイント・補足説明【説明会資料 p 361】
1段階(1) 家族がそれぞれの役割を果たしていることを理解し、楽しい家庭づくりのための自分の役割を果たす。 2段階(1) 家庭の機能や家族の役割を理解し、楽しい家庭づくりのために積極的に役割を果たす。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1段階(1)について、従前の後半部分の「自分の役割を果たす」を役割を果たす目的を明確にする視点から改めた。 ・ 2段階(1)も1段階(1)との整合性を図る視点から改めた。 <p>・ 1段階(1)の家族関係については、大きく変わっていないが、親、兄弟姉妹、祖父母が家庭生活の中でそれぞれに応じた仕事を分担しており、その役割を果たすということがより具体的に示された。</p>

第2章第2節第1款(高等部学習指導要領 p 193 ページ)

【内容】「消費と余暇」の観点	改訂のポイント・補足説明【説明会資料 p 361】
1段階(2) 家庭生活における計画的な消費や余暇の有効な過ごし方が分かる。 2段階(2) 家庭生活における計画的な消費や余暇の有効な過ごし方について理解を深める。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1段階(2)について、従前の「計画的な消費や余暇利用の方法を知り、生活に生かす」を、履修内容は、生活の中で活用することが前提であること、家庭生活の中から具体的な指導内容を設定する視点から改めた。 <p>・ 「余暇の過ごし方」として、スポーツや音楽鑑賞、ペットの飼育植物の栽培など具体的な例が示された。</p> <p>・ 2段階(2)の「余暇の有効な過ごし方について理解を深める」とは、休日を自分の趣味に有効に活用したり、家族やヘルパーなどと有意義に余暇を過ごすことなど、具体的な例が加えられた。</p>

第2章第2節第1款(高等部学習指導要領 p 193 ページ)

【内容】「道具・器具等の取扱や安全・衛生」の観点	改訂のポイント・補足説明【説明会資料 p 362】
1段階(3) 家庭生活上で使用する道具や器具などの正しい使い方が分かり、安全や衛生に気を付けながら実習をする。 2段階(3) 家庭生活上で使用する道具や器具を効率的に使用し、安全や衛生	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1段階(3)について、従前の後半部分の「安全に実習をする」を、家庭生活上において衛生に気を付けることが重要であることから改めた。 ・ 2段階(3)の内容についても、1段階と同様に改めた。 <p>・ 衛生に留意する具体例として「冷蔵庫内の衛生管理や居室内の衛生」、「洗濯、清掃、食器の洗浄などにおいて使</p>

に気を付けながら実習をする。

用する漂白剤など、取扱いに注意を要する消毒薬や用具などの使用」に関する指導があげられている。

第2章第2節第1款(高等部学習指導要領 p 193 ページ)

【内容】「家庭生活に関する事項」の観点	改訂のポイント・補足説明【説明会資料 p 363】
1 段階(4) 被服食物住居などに関する実習を通して実際の知識と技能を習得する 2 段階(4) 被服, 食物, 住居などに関する実習を通して, 健康で安全な生活に必要な実際の知識と技能を習得する。	<ul style="list-style-type: none">・ 2 段階(4)について, 従前の後半部分の「<u>実際の知識と技能を習得し, 生活に生かす</u>」を, 1 段階(4)の内容を発展させるとともに, <u>履修内容は, 生活で活用することが前提であることから改めた。</u>・ 「食物に関する実習」では, 「<u>食品製造年月日, 消費期限, 賞味期間などにより新鮮な食材を選ぶこと</u>」が追加された。・ 「住居などに関する実習」では, 「<u>ゴミの処理や分別, リサイクルなどについての知識を得ること</u>」が大切な観点として示された。これらは家庭だけでなく, 職場でも同様である。

第2章第2節第1款(高等部学習指導要領 p 193 ページ)

【内容】「保育や家庭看護」の観点	改訂のポイント・補足説明【説明会資料 p 364】
1 段階(5) 保育や家庭看護などに関心をもつ。 2 段階(5) 保育や家庭看護などに関する 基礎的な知識と技能を習得する。	<ul style="list-style-type: none">・ 1 段階(5)について, 従前の「<u>保育や家庭看護などに関心をもち, それらに協力する。</u>」を, <u>生徒の履修状況等を踏まえ「それらに協力する」を削除し, 改めた。</u>・ 2 段階(5)について, 従前の後半部分を, <u>履修内容は, 生活で活用することが前提であることから改めた。</u> <p>・ 2 段階(5)の「保育や家庭看護などに関する基礎的な知識と技能を習得する」とは, 乳幼児の心身の発達を理解した触れ合いやかかわりなどである。</p>

10 外国語(選択教科)

【改訂の要点】

生徒の履修状況を踏まえ、従前の内容の一部について、より平易で実際的な内容を加えた。

第2章第2節第1款(高等部学習指導要領 p 193 ページ)

【内容】「会話」の観点	改訂のポイント・補足説明【説明会資料 p 367】
1 段階(1) 簡単な英語を使って 表現したり, やりとりしたりする。 2 段階(1) 初歩的な英語を使って 簡単な会話をする。	<ul style="list-style-type: none">・ 1 段階(1)について, 従前の「<u>簡単な英語を使ってやりとりをする。</u>」を, <u>生徒の履修状況等を踏まえ, より平易に内容を表現する視点から, 「表現したり」を加えて, 内容の幅を持たせた。</u>

第2章第2節第1款(高等部学習指導要領 p 193 ページ)

【内容】「読む・書く」の観点	改訂のポイント・補足説明【説明会資料 p 367】
1 段階(2) 簡単な語, 句, 文に興味や 関心をもつ。 2 段階(2) 簡単な語, 句, 文を書いたり読んだりする。	<ul style="list-style-type: none">・ 1 段階(2)について, 従前の「<u>簡単な語, 句, 文を読んだり書いたりすることに親しむ</u>」を, <u>生徒の履修状況等を踏まえ, 基礎的な内容とする視点から改めた。</u>・ 2 段階(2)についても, 従前の「<u>簡単な文を書いたり読んだりする。</u>」を, 同様の視点から改めた。

第2章第2節第1款(高等部学習指導要領 p 193 ページ)

【内容】「語や句などの意味」の観点	改訂のポイント・補足説明【説明会資料 p 368】
1 段階(3) 日常生活の中で見聞きする語や句の意味を知る。 2 段階(3) 簡単な語、句、文の意味を知る。	・ 2 段階(3)について、従前の「簡単な語や句の意味を知る」を、 <u>生徒の履修状況等から、より実際的な指導内容を設定できるように「句」だけではなく「文」を加えた。</u>

1.1 情報（選択教科）

【改訂の要点】

- ・ 目標は、用語の統一を図った。
- ・ 生徒の知的障害の状態等を考慮し、より具体的な指導内容が設定しやすくするとともに、情報の取り扱いに関する指導を重視する観点から、内容を改めた。

第2章第2節第1款(高等部学習指導要領 p 194 ページ)

【目標】	改訂のポイント・補足説明【説明会資料 p 369】
コンピュータ等の情報機器の操作の習得を図り、生活に必要な情報を適切に活用する基礎的な能力や態度を育てる。	・ 目標は、他教科との用語の統一を図り、従前の「コンピュータなど」を「コンピュータ等の情報機器」と改めた。

第2章第2節第1款(高等部学習指導要領 p 194 ページ)

【内容】「情報の取扱い」の観点	改訂のポイント・補足説明【説明会資料 p 373】
1 段階(5) 情報の取扱いに関するきまりやマナーがあることを知る。 2 段階(5) 情報の取扱いに関するきまりやマナーを理解し、それらを守って実習する。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 情報の取扱いに関しては、早期から初歩的な指導を行う必要があることから、1 段階から取り扱うこととし、1 段階(5)を新たに示した。 ・ 2 段階(5)について、従前の「情報の取扱いに関するきまりやマナーについて理解し、実践する。」を、<u>具体的な指導内容を設定しやすくすることを重視するとともに、表記を整える観点から改めた。</u> <div style="border: 1px solid red; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「情報の取扱いに関するきまりやマナー」とは、いわゆる「情報モラル」のことであり、情報の取扱いにおいて、内容の真偽、個人や団体の利害、表現などが社会的規範や道徳的価値観から逸脱しないように、発信者や受信者に求められるものである。 ・ 情報通信ネットワークを通じれば、素早く、適切な情報を収集することができる反面、不適切な情報を収集したり、有害なサイトにアクセスして、トラブルに巻き込まれたりすることがあること、電子メールの活用や掲示板への書き込みにあたっては、節度ある表現による発信、パスワード、アドレス等の個人情報の管理が重要である。 </div>

第2款 主として専門学科において開設される各教科の目標及び内容

【専門学科（5教科）の共通点】

- ・ 専門学科の5教科は共通して、それぞれの「意義」、「目的」がそれぞれの教科の特徴に応じて、「基礎的な知識と技術を習得すること」、「それらに関連する職業の意義と役割の理解を深めること」、「生活に関連する職業に必要な能力と実践的な態度を育成すること」から目標を定め、4つの観点から内容を示していることで共通している。

1 2 家政

【改訂の要点】

新たに福祉科を設けたことに対応するとともに、生徒の実習に対する主体的な取組や衛生面の配慮を重視する観点から内容を改めた。

第2章第2節第2款(高等部学習指導要領 p 1 9 4 ページ)

【内容】「実習」の観点	改訂のポイント・補足説明【説明会資料 p 375】
(1) 生活に関連する職業についての興味・関心を深め、 意欲的に実習をする。	・従前の「生活に関連する職業についての興味・関心を深め、意欲的に実習に参加する。」を、 <u>実習に対する主体的な取組をより重視する観点</u> から、後半部分を改めた。

第2章第2節第2款(高等部学習指導要領 p 1 9 5 ページ)

【内容】「器具・機械等の取扱いや保管・管理」の観点	改訂のポイント・補足説明【説明会資料 p 376】
(3) 生活に関連する職業で使用する各種の器具や機械、 コンピュータ等の情報機器などの取扱いや保管・管理に必要な知識と技術を習得し、安全や衛生に気を付けながら実習をする。	・「コンピュータなど」を、他教科との用語の統一を図り、「コンピュータ等の情報機器」と改めた。 ・「操作」を、より幅広い指導内容を設定できるようにする観点から「取扱いや保管・管理」に改め、後半部分の「安全に実習する」を、衛生や品質管理への配慮が重要になっていることから改めた。

第2章第2節第2款(高等部学習指導要領 p 1 9 5 ページ)

【内容】「家庭に関する各分野」の観点	改訂のポイント・補足説明【説明会資料 p 377】
(4) 次に示すような家庭に関する分野に必要な知識と技術を習得し、実際に活用する。 ・被服の製作 ・クリーニング ・手芸 ・調理、製菓、食品 ・住居の管理、インテリア ・保育、家庭看護	・今回の改訂では、「介護」に関する内容については、新たに設けた福祉科において取り扱うこととした。 ・「保育、家庭看護」については、家庭科では、主に家庭生活における乳幼児へのかかわりや、療養中の高齢者などに対する食事や排泄、衣生活、移動などの援助に関する内容を取り扱い、 <u>家政科においては、生活に関連する職業に就業するための意欲や態度及び必要となる基礎的・基本的な知識と技術の習得に関する内容を取り扱う。</u> ・「調理、製菓、食品」や「保育、家庭看護」などの指導に当たっては、特に衛生面の配慮について、十分理解を図り、適切な管理や対応ができるよう配慮することが大切である。

1 3 農業

【改訂の要点】

生徒の実習に対する主体的な取組や衛生面の配慮を重視する観点から、内容を改めた。

第2章第2節第2款(高等部学習指導要領 p 1 9 5 ページ)

【内容】「実習」の観点	改訂のポイント・補足説明【説明会資料 p 379】
(1) 農業についての興味・関心を高め、 意欲的に実習をする。	・従前の「意欲的に実習に参加する。」を、 <u>生徒の実習に対する主体的な取組を一層重視する観点</u> から、後半部分を「意欲的に実習をする。」と改めた。

第2章第2節第2款(高等部学習指導要領 p 1 9 5 ページ)

【内容】「農業に関する各分野」の観点	改訂のポイント・補足説明【説明会資料 p 381】
(4) 次に示すような農業に関する分野に必要な知識と技術を習得し、実際に活用する。	・各分野の例として「草花の栽培・花壇の管理」に「ハーブ類など」を追加し、「家畜の飼育」から「うさぎ」を削除した。

- ・ 作物，野菜及び果樹の栽培
- ・ 草花の栽培，花壇の管理
- ・ 家畜の飼育
- ・ 食品加工

・ なお，農業生産物の取扱いや食品加工の際の衛生面への配慮についても十分理解を図り，適切な管理ができるよう指導を行うことが大切である。

14 工業

【改訂の要点】

生徒の主体的な取組及び実習環境の整備を重視する視点から，内容を改めた。

第2章第2節第2款(高等部学習指導要領 p 196 ページ)

【内容】「実習」の観点	改訂のポイント・補足説明【説明会資料 p 384】
(1) 工業についての興味・関心を高め，意欲的に実習をする。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 実習に対する積極的な取組の重要性を明確にする観点から，後半部分を「意欲的に実習をする。」に改めた。 ・ 関連する各種資格（フォークリフトや溶接など）の免許や資格等を生徒が調べるなどが含まれる。 ・ 各種資格の取得が，より実際の就労につながるがあるので，資格の取得について説明を加えた。

第2章第2節第2款(高等部学習指導要領 p 196 ページ)

【内容】「工具・機械等の取扱いや保管・管理」の観点	改訂のポイント・補足説明【説明会資料 p 384】
(3) 各種の工具や機械，コンピュータ等の情報機器などの取扱いや保管・管理に必要な知識と技術を習得し，安全や衛生に気を付けながら実習をする。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 今回，安全や衛生への配慮として，例示に「換気やマスクの着用など必要に応じた健康被害の防止策」が新たに加えられた。

第2章第2節第2款(高等部学習指導要領 p 196 ページ)

【内容】「工業に関する各分野」の観点	改訂のポイント・補足説明【説明会資料 p 385】
(4) 次に示すような工業に関する分野に必要な知識と技能を習得し，実際に活用する。 ・ 木材，金属，セラミック，紙，布，皮革などの製品の製造 ・ 印刷	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生徒の履修状況等から「紙」及び「皮革」を加えるとともに，従前の「印刷」と合わせ二分野とした。 ・ 地域の特色が生かされた学習活動として実践することが大事である。

15 流通・サービス

【改訂の要点】

生徒の主体性及び実習環境の整備を重視する視点から，内容を改めた。

第2章第2節第2款(高等部学習指導要領 p 196 ページ)

【内容】「実習」の観点	改訂のポイント・補足説明【説明会資料 p 388】
(1) 流通やサービスについての興味・関心を高め，意欲的に実習をする。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 従前の「意欲的に実習に参加する。」を，実習に対する主体的な取組を一層重視する観点から，後半部分を改めた。 ・ 例示として，「フォークリフトやビルクリーニング，ワープロなどの各種免許や資格等への興味・関心を一層高めること」があげられた。 ・ 第1次産業や第2次産業の中でも，原料の仕入れや製品の納入など流通に関する仕事は多い。これらの産業においても流通やサービスに関する内容の実習を行うことができることに留意する必要がある。

第2章第2節第2款(高等部学習指導要領 p 196 ページ)

【内容】「知識と技術の習得」の観点	改訂のポイント・補足説明【説明会資料 p 388】
(2) 流通やサービスに関する基礎的・基本的な知識と技術を習得する。	<ul style="list-style-type: none"> ・従前の「流通やサービスに関する基礎的・基本的な知識と技術を習得し、適切に接客、応対する態度を身に付ける。」を、指導内容を幅広く設定できるようにする視点から改めた。 ・例示として「郵便物の集配などの事務」が示された。 ・なお、接客及び応対に関する指導を行う場合には、顧客のニーズに適切に対応する際の方法を身に付けたり、態度を育成したりすることが重要である。

第2章第2節第2款(高等部学習指導要領 p 196 ページ)

【内容】「流通やサービスに関する各分野」の観点	改訂のポイント・補足説明【説明会資料 p 389】
(4) 次に示すような流通やサービスに関する分野に必要な知識と技術を習得し、実際に活用する。 <ul style="list-style-type: none"> ・商品管理 ・販売 ・清掃 ・事務 	<ul style="list-style-type: none"> ・指導に当たっては、実習の時間を十分に確保し、流通やサービスに関する知識や技術の習得を図り、作業場面への適応、作業態度や意欲、接遇の仕方や身支度などの職業生活に必要な基本的な能力を高める必要がある。その際、外部の専門家を積極的に活用することも考えられる。

16 福祉

【福祉科設置の経緯】(説明会資料 p 391)

・我が国の高齢化の進展等に伴い、知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の高等部卒業後に高齢者施設等に就職する生徒が増えている傾向にある。

・これまで、家政科(専門学科)における「老人の介護に関する知識と技術」などが取り扱われてきているが、これまで社会福祉に関する内容が十分に示されてはいなかった。

・福祉科は、知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校高等部における家政、農業、工業及び流通・サービスと同様に、主として専門学科において開設される教科であり、専門学科においては、卒業までに875単位時間の履修が求められる。

【福祉科設置の意義】(説明会資料 p 391)

・福祉科は、社会福祉に関する基礎的・基本的な知識と技術を習得すること、産業社会における社会福祉の意義と役割の理解を深めること、社会福祉に関連する職業に必要な能力と実践的な態度を育成することを目標としている。

・なお、訪問介護職員(ホームヘルパー)3級の養成課程については、平成20年度末をもって修了したことから、今後は、あくまでも生徒の実態に応じる形で、2級資格の取得に配慮した指導計画の工夫を考慮したい。

第2章第2節第2款(高等部学習指導要領 p 196 ページ)

【目標】	改訂のポイント・補足説明【説明会資料 p 391】
社会福祉に関する基礎的・基本的な知識と技術の習得を図り、社会福祉の意義と役割の理解を深めるとともに、社会福祉に関する職業に必要な能力と実践的な態度を育てる。	<ol style="list-style-type: none"> ① 「社会福祉に関する基礎的・基本的な知識と技術の習得を図り、」とは、社会福祉の制度や社会福祉サービスに関する様々な職業に関すること、社会福祉サービスを必要とする人々の理解に関すること、家事援助や介護などの業務に関する基礎的な知識やその職業で必要とする技術のことである。 ② 「社会福祉の意義と役割の理解を深める」とは、社会福祉が果たしている役割や意義を知り、社会福祉の職業に携わっている人々が社会において重要な役割を果たしていることに気付くことを通して、社会福祉が果たしている意義を知ることである。 ③ 「社会福祉に関する職業に必要な能力と実践的な態度を

育てる。」とは、家事援助や介護など社会福祉サービスを必要としている人々が生活を営む上で必要とする援助の内容や方法に関する知識や技術、よりよい人間関係を形成するための態度などを身に付けることを指している。

第2章第2節第2款(高等部学習指導要領 p 197 ページ)

【内容】「 実習 」の観点	改訂のポイント・補足説明【説明会資料 p 392】
(1) 社会福祉についての興味・関心を高め、意欲的に実習をする。	<ul style="list-style-type: none"> ・「社会福祉についての興味・関心を高め、」とは、見学や調査等を通して、社会には、多くの人々が社会福祉に関する様々なサービスを利用しながら生活しており、そのための福祉に関する職業に気付き、興味・関心を高めることである。 ・「意欲的に実習をする」とは、社会福祉サービスに関する実習についての意義が分かり、積極的に実習を行うことである。 ・社会には様々な人々が共に生活しており、すべての人がかけがえのない生命と人格を有し、どの人も幸福を願っている存在であることへの理解を深め、生徒が相手の立場や気持ちを理解できるよう配慮しながら行うことが大切である。

第2章第2節第2款(高等部学習指導要領 p 197 ページ)

【内容】「 知識と技術の習得 」の観点	改訂のポイント・補足説明【説明会資料 p 392】
(2) 社会福祉に関する基礎的・基本的な知識と技術を習得する。	<ul style="list-style-type: none"> ・「社会福祉に関する分野」における「基礎的・基本的な知識と技術」として、「家事援助」や「介護」があげられた。

第2章第2節第2款(高等部学習指導要領 p 197 ページ)

【内容】「 機器・用具の取扱や保管・管理 」の観点	改訂のポイント・補足説明【説明会資料 p 393】
(3) 福祉機器や用具、コンピュータ等の情報機器などの取扱いや保管・管理に必要な知識と技術を習得し、安全や衛生に気を付けながら実習をする。	<ul style="list-style-type: none"> ・「福祉機器や用具、コンピュータ等の情報機器など」とは、例えば、電動車いす、電動ベッド、移動用リフト、電動昇降便器、段差解消機、車いす、ベッド、手すり、歩行器、排泄用具、入浴用具、食事用具、コンピュータ及びその周辺装置、ファクシミリや電話などの通信機器などのことである。 ・利用者の安全に十分配慮した操作、排泄用具、入浴用具、食事用具等の徹底した衛生管理などに配慮した実習を行うようにすること。

第2章第2節第2款(高等部学習指導要領 p 197 ページ)

【内容】「 社会福祉に関する分野 」の観点	改訂のポイント・補足説明【説明会資料 p 393】
(4) 次に示すような社会福祉に関する必要な分野の知識と技術を習得し、実際に活用する。 <ul style="list-style-type: none"> ・家事援助 ・介護 	<ul style="list-style-type: none"> ・指導計画の作成に当たっては、解単に説明を聞いて学習する方法だけでなく、見学や調査などの実際的な体験や、実習を多く取り入れることに配慮することが必要である。 ・さらに、家事援助や介護については、地域の関係機関や専門家の協力を得ながら実習の機会の確保に努めることが大切である。 ・また、福祉用具などの取扱いについては、利用者の安全確保の指導を徹底するとともに、衛生管理に関する指導を十分に行うことが大切である。

第3款 指導計画の作成と各教科全体にわたる内容の取扱い

1.7 高等部における指導計画の作成と各教科全体にわたる内容の取扱い

第2章第1節第3款の1(高等部学習指導要領 p 197 ページ)

具体的な指導内容の設定	改訂のポイント・補足説明【説明会資料 p 395】
1 指導計画の作成に当たっては、 個々の生徒の知的障害の状態 や経験等を考慮しながら、実際に指導する内容を選定し、配列して、 具体的に指導内容を設定するものとする。	<ul style="list-style-type: none"> 一人一人の知的障害の状態等に応じることを、より一層明確にする視点から「個々」を加えた。 これまでの「知的発達の遅滞の状態」を、<u>知的障害という障害名が定着、その正確な理解が進んできていること</u>から「知的障害の状態」とした。 具体的な指導内容の設定が重要であることから、後半部分を「効果的な指導を行うことができるよう配慮する」という表現から改めた。 <div style="border: 1px solid red; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> 1, 2については「生活化」「個別化」をより重視して、今回の改訂を行った。 </div>

第2章第1節第3款の1(高等部学習指導要領 p 197 ページ)

生活に結びついた指導	改訂のポイント・補足説明【説明会資料 p 395】
2 個々の生徒の実態に即して、生活に結び付いた効果的な指導を行うとともに、 生徒が見通しをもって、意欲的に学習活動に取り組むことができるよう配慮するものとする。	<ul style="list-style-type: none"> 従前の「各教科、道徳、特別活動及び自立活動の全部または一部を合わせた(領域・教科を合わせた)指導計画を作成するに当たっては」を削除した。 各教科を合わせた指導を行う場合だけではなく、<u>教育活動全体にわたって指導計画を考えることが重要である。</u> <div style="border: 1px solid red; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> 生徒が見通しをもって、意欲的に学習活動に取り組むことができるようにするためには、生徒が分かりやすいように活動の予定を示したり、活動を一定期間、繰り返したりすることなどの工夫を行うとともに、成就感や満足感を味わいながら、様々な活動への意欲を高め、主体的に生活しようとする態度を身に付けられるようにすることが重要である。 </div>

第2章第1節第3款の1(高等部学習指導要領 p 197 ページ)

安全の留意	改訂のポイント・補足説明【説明会資料 p 396】
5 生徒の実態に即して学習環境を整えるなど、 安全に留意するものとする。	<ul style="list-style-type: none"> 安全の観点から、以下の表現が加えられた。 生徒によっては、健康に関する理解が難しい場合も考えられることから、例えば、健康を害するものを口に入れることがないようにするなど、衛生にも配慮した指導、ものを不用意に置かないことが大切である。

第2章第1節第3款の1(高等部学習指導要領 p 197 ページ)

安全の留意	改訂のポイント・補足説明【説明会資料 p 396】
6 実習を行うに当たっては、施設・設備の安全管理に配慮し、学習環境を整えるとともに、事故防止の指導を徹底し、安全と衛生に十分留意するものとする。	<ul style="list-style-type: none"> 今回の改訂で、知的障害のある生徒の実習においては、<u>安全や衛生に関する配慮事項が重要</u>であることから、新たに追加された内容である。

第2章第1節第3款の1(高等部学習指導要領p197ページ)

家庭との連携	改訂のポイント・補足説明【説明会資料p397】
<p>7 家庭等との連携を図り、生徒が学習の成果を生かすことができるよう配慮するものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 高等部においては、日常生活等だけではなく、学習の成果をより幅広く様々な機会に生かせることができるよう考慮し、従前の「実際の生活に」を削除した。 例えば、卒業後の生活を視野に入れながら、個別の指導計画や個別の教育支援計画などを基本にして、学校で身に付けたことを家庭でも取り入れたり、地域において実際に活用したりできるよう、家庭との連携や情報交換などの工夫が大切である。

第2章第1節第3款の1(高等部学習指導要領p197ページ)

*教材教具、情報機器の工夫	改訂のポイント・補足説明【説明会資料p397】
<p>8 生徒の知的障害の状態や経験等に応じて、教材・教具や補助用具などを工夫するとともに、コンピュータ等の情報機器などを有効に活用し、指導の効果を高めるようにするものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> この項は、今回の改訂で知的障害のある生徒の指導に当たって教材・教具、補助用具やコンピュータ等の情報機器の活用が有用であることから、新たに追加された。 補助用具の活用には、活動を効果的に補助したり、生徒のもっている力を十分に発揮したりすることができるようにするための工夫が重要である。 また、自力で取り組むことを目的に補助用具を取り外す場合は、段階的に進めるなど、生徒の負担を考慮することが大切である。 コンピュータ等の情報機器を活用する際には、情報の取扱いに関するルールやマナーについての指導を効果的に行うとともに、生徒がトラブルに巻き込まれないようにするための指導についても配慮することが重要である。

【補足】

第1章総則

第2節第3款 知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校における各教科等の履修等
 第2 各教科、道徳、総合的な学習の時間、特別活動及び自立活動の授業時数等

(第1章第2節第3款第2の4 高等部学習指導要領105ページ)

授業の1単位時間	改訂のポイント、補足・説明【説明会資料p65】
<p>8 各教科等のそれぞれの授業の1単位時間は、各学校において、生徒の実態及び各教科等の特質を考慮して適切に定めるものとする。なお、10分間程度の短い時間を単位として特定の教科の指導を行う場合において、当該教科を担当する教師がその指導内容の決定や指導の成果の把握と活用等を責任をもって行う体制が整備されているときは、その時間を当該教科の授業時数に含めることができる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 教科担任制である高等部では、例えば10分間程度の短い時間を単位として、当該教科の担任以外のホームルーム担任の教師などが当該10分間程度の短い時間を単位とした漢字の反復学習等の学習に立ち会うことも考えられる。 このような場合、一定の要件の下、年間授業時数に算入できることを明確化したものである。この規定を活用し、特定の学習活動を10分間程度の短い時間を活用して行う場合については、各教科の一部を行うための年間指導計画が必要である。 総授業時数は、各学年とも1,050単位時間を標準として示しているが、これは、1単位時間を50分として計算した際の総授業時数である。$1,050\text{単位} \times 50\text{分} = 3,150\text{時間}$が必要である。10分間を5回実施すれば1単位時間である。

年間授業週数	改訂のポイント、補足・説明【説明会資料 p 63】
2 各教科、道徳、ホームルーム活動及び自立活動の授業は、年間35週行うことを標準とし、必要がある場合には、各教科、道徳及び自立活動の授業を特定の学期又は特定の期間（夏季、冬季、学年末等の休業日の期間に授業日を設定する場合を含む。）に行うことができる。	<ul style="list-style-type: none">・主として専門学科において開設される各教科や社会人を非常勤講師として招いて実施する授業（例：現場実習を夏休みに実施）などでの活用が考えられる。この場合、教育課程にきちんと位置づけてあることが重要である。・総授業時数は、各学年とも1,050単位時間を標準として示しているが、これは、1単位時間を50分として計算した際の総授業時数である。$1,050\text{単位} \times 50\text{分} = 3,150\text{時間}$が必要である。10分間を5回実施すれば1単位時間である。

Q & A

Q 1 どんな資格取得の例があるのか？（「工業」（2）「実習」の観点など）

A：フォークリフトの免許の取得（東京都）、パソコン検定、漢字検定、クリーニングなど。今後実態調査が必要と考えている。それらの資格取得に向けての指導計画との関連についても、事例を参考にしながら位置づけの研究が必要である。

Q 2 高等部卒業後、施設等に入所した生徒は、日中活動より暮らしの部分で困ることが多い。その暮らしの部分の教育課程への配慮について教えていただきたい。

A：同じようなセッティングを学校に設定して、泊まって生活をする、あるいはグループホーム等をお願いをして体験型の実習をやってもらうという方法も考えられる。考え方は現場実習に近いかもしれない。就労体験まではいかないが、生活体験を学校で準備活動として十分にしてから、施設をお願いをして実習をする。卒業間近にそこへ行くということが想定される場合は、その回数を増やすということも考えられる。

Q 3 今回、学習指導要領が改訂になったが、発達障害に関する具体的な関連づけ、配慮があったら教えていただきたい。

A：教育課程上の配慮としては、学習指導要領の各教科においては、例えば「生活科」で、「見通しを持って、予定を意識して活動する」という自閉症の子どもを想定した教育内容を取り入れた。「自立活動」の内容では、発達障害の子どものためだけではないが「人間関係の形成」を取り入れて明確に位置づけた。

知的障害特別支援学校で発達障害の子どもたちにどう対応するかということは、「自閉症の知的な遅れの軽い子どもから重度の子どもまで、どう対応するか」という課題でもある。

今回、自閉症の子どもが増えているということをふまえて、各教科や自立活動の内容、配慮事項を変更している。

Q：「総合的な学習の時間」の内容について、合わせた指導の説明で、「生活単元学習」は総合的に学習するものとある、「総合的な学習の時間」でも横断的なのということばがある。どういうふうに性格づけをしていけばいいのだろうか。

A：合わせた指導というのは、各教科の内容や道徳の指導をすることである。例えば自立活動の内容とか、国語の内容とか、作業学習や理科も入っている。作業学習でも生活単元学習でも、そこで各教科等の内容を指導しているわけである。学習指導要領で示している教科の目標や内容に照らして指導がなされているものである。

ところが総合的な学習の時間は、私どもはないがしろにしているわけではない。つまり、その状況に応じて交流をしたり、調べ学習をしたり、それまでに勉強したことを生かして、よりいっそう主体的に、自立的に取り組み、それをやることによって自ら考えたり、自ら学んだりする態度をつけていくことが重要である。生活単元学習をそういうような考え方でやっても構わないが、内容が示されていて、各教科等での指導がされているものであるかどうか。内容が示されていないと、活動を学校が作って、自分から考えたり自分から活動したりする能力を高めるために精力を使う活動なのか、ということの仕分けがある。

例えば生活単元学習や作業学習で調理ができるようになったり、何かのこぎりが使えるようになったり、あるいは焼き物ができるようになったり、いろいろなことが身に付くはずである。それを活用して、何かもっと子どもたちが主体的にできないかとか、そういうふうにすれば何か性格の違いが出てくるのではないか。

作業学習でいろいろなものが使えるようになった、先生がそれを持って「これができるようになったね」「この焼き物を使ってなんかやらないか」「誰かにあげよう」などと、活動をあまりしぼらないで、誰かのために自分で何かをするということをそこに盛り込む、というようなこともありえる。ですから、生活単元学習もやりようによっては、活動レベルではにている場合がある。しかし、中身があるか、もう少し違うか、ということ踏まえて取り組んでいただければと思う。

Q：高等部を卒業すると自立支援法が関係し、職住分離の考え方があって、日中活動系のものと暮らしの部分がある。体験的な活動を充実させていくとあるが、暮らしの部分への体験活動をどう位置づけていけばいいのか悩んでいる。グループホームやケアホームがあるが、それを体験利用できるかどうかについて検討したが、なかなか難しい。教育課程上、それをどう位置づけたらいいのか。実際に卒業した生徒が困っていることは、日中活動系のことより暮らしの部分の大きいと思われる。その暮らしの部分の教育課程への配慮について教えていただきたい。

A：日中活動というのは、授産施設の中で仕事をする部分である。暮らしというのは夜寝るところ、休息して過ごすところをいう。そここのところの授業をどうするか、という質問ですね。

同じようなセッティングを学校の中に設定して、泊まって生活をする、あるいはグループホーム等をお願いをして体験型のことをやってもらうという方法も考えられる。考え方は現場実習に近いかもしれない。就労体験まではいかないが、生活体験を学校で準備活動として十分にしておいて、そして施設をお願いをして、そこで実習をする。卒業間近にそこへ行くということが想定される場合は、その回数を増やすという考え方ができればいいが。

肢体不自由の学校では、現場実習とまではいかないが、そういう体験型をやっている場合があると、聞いたことがある。知的障害の場合はあまり多くないが。体験型の活動を、障害種別によってはやっているとと思うので、情報を集めていただければと思う。

学校でやるとすると、学校でどれだけ夜を過ごせるかということも重要だが、ともすれば生活单元とか合宿とかと同じになるが大丈夫だと思う。

療養介護とか自立訓練のような場面におけるようなものも、就業体験と見なしてもいいかという質問があったが、職業教育の視点からいうと難しいが、ある種の進路指導やキャリア教育であるから、体験型でやっていくということは良いことだと思う。生活单元学習型の取り組みと、それを組み合わせさせて学校で移行連携のプログラムを考えていただくとありがたい

Q：発達障害は障害福祉サービスから外されている。それでも支援が必要となってくる。療育手帳については、徳島県の場合、軽度知的障害を併せ持つ発達障害の人たちのケアを、現状の障害福祉サービスの中からやっという考えがある。学習指導要領が改訂になったわけであるが、発達障害に関する具体的な関連づけ、配慮があったら教えていただきたい。

A：教育課程上の配慮としては、今回の学習指導要領の各教科においては、例えば生活科という教科があるが、そこに見通しを持って、予定を意識して生活をするという、予定を分かって活動するという、どちらかという自閉症の子どもを想定した教育内容を取り入れた。自立活動の内容では、発達障害の子どもだけではないが、人間関係の形成を取り入れて、明確に位置づけた。

知的障害特別支援学校では自閉症の子どもが増えている。10年ほど前は3割だったが、現在は4割ほどに、小学部においては8割の学校もある。知的障害特別支援学校では発達障害の子どもたちにどう対応するかというと、自閉症の子ども、知的な遅れの軽い子どもから重度の子どもまで自閉症の子どもにどう対応するかということが課題である。

その課題に対して東京都は、自閉症の子どもの学級を作って「社会性の指導」という自閉症の子どもに合わせた領域・教科を合わせた指導を設定している。基本的には今回、自閉症の子どもが増えているということをもふまえて、各教科や自立活動の内容、配慮事項を変更している。そういったことをふまえて自閉症の子どもの特性に応じて、彼らが過ごしやすくソーシャルスキルが身に付くように、教育課程を学校でしくんでもらえればありがたい。

発達障害に関する福祉サービスについて：障害者自立支援法の中に含まれていないという質問があったが、実は精神障害の中に、きちんと解釈をしていくと読み込める状況ではある。

今回自立支援法の改定に際して、発達障害は精神障害の中に含まれているということ明記するとしていたが、今回廃案になって目の目を見なかったが、現行の障害者自立支援法でも、発達障害については精神障害の中に含めて扱うことが可能ということが、地域のそれぞれの福祉の担当者に十分に伝わっていないことがある。もしこのような事例があったら、発達障害に関しては精神障害に含まれるということを伝えていただければと思う。

Q：「普通科において専門学科についての学習ができる」という説明があったが、専門学科の履修によって、すべての生徒に履修させる教科の履修に替えることができる、という各教科の履修というところにある分については、主として専門学科においてと書いてあるので、例えば普通科で専門学科を履修したときに、それと同じような制度が認められるのかどうか、について教えてほしい。

A：例えば、普通科において「家政」をやった場合、その時「家庭」をやったことになる。教科の

授業時数は標準を決めていないので、何時間やってもかまわないが、普通科で「家政」でやるを決めた場合には、その内容は「家政」と同等の成果が認められる場合、それは認めることができる。知的障害特別支援学校の教科の標準時数は示されていないが、専門学科の875時間という規定は守らなければならない。

〇〇（科）

I 改訂の趣旨

1 改善の基本方針

- (1) ■■■■
- …
- …
- ① ■■■■
- …
- …
- ② ■■■■
- …
- …

（1行空ける）

2 改善の具体的事項

- (1) ■■■■
- …
- …

・
・
・

（1行空ける）

II 主な改善点

1 目標について

2 内容について

3 具体的な改善事項

